

【平塚市まちづくり条例施行規則第52条「公益施設用地の確保」関係】

担当 学校教育部 教育施設課 電話 35-8115
学校教育部 学務課 電話 35-8118

- 1 条例施行規則第52条第1項第2号の別に定める基準のうち、幼稚園、小学校、中学校に関する基準は、次のとおりとする。
- (1) 規則で定める事業者が確保する学校の整備に必要な面積は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）及び幼稚園設置基準（平成14年文部科学省令第17号）により確保するものとする。
- (2) 前項に掲げる基準によりがたいときは、別に平塚市教育委員会と協議するものとする。
- (3) 事業者が確保する学校用地の立地条件は、次の各号に掲げるものとする。
- ア 通園通学区域の園児、児童、生徒の分布を勘案し、通園通学に便利で、かつ、安全であること。
- イ 周辺の状況が教育上ふさわしい環境であること。
- ウ 日照、通風、排水がよく、かつ、洪水、津波、地滑り、がけ崩れ等災害のおそれのない位置であること。
- エ 同一校地内は平坦であり、周辺はできるだけ道路に囲まれていること。
- オ 都市計画、地域開発等が定められ、また予想される場合には、その将来の動向を考慮した位置であること。
- (4) その他、事業者は、この基準に定めるもののほか必要な事項は、平塚市教育委員会と協議をするものとする。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から適用する。